

長洲町教育委員会 会議録

会議録	令和2年度 第11回 長洲町教育委員会会議		
招集年月日	令和2年10月27日（火）午後2時00分 招集		
招集場所	長洲町役場 3階 第1委員会室		
出席者	委員会	教育長 戸越政幸、坂本裕文教育長職務代理者、 上野美登委員、隈部壽明委員、徳田美津子委員	
	事務局	学校教育課	課長 松林智之 指導主事 松井 明 課長補佐兼給食センター推進係長 福永道尚
		生涯学習課	課長 漁長洋志 社会教育文化係長 中山太喜 生涯学習審議員 松永光親
欠席者	なし		
職務説明責任者	松林学校教育課長		
会議録作成者	金森学校教育課長補佐を指名		

日程番号	事件番号	事 件 内 容
第 1		議事日程について
第 2		会議録署名委員の指名について（隈部委員）
第 3	議案第34号	長洲町文化財保護委員会への諮問について（生涯学習課）
第 4	報告第13号	ガイドブック「長洲町文化財探訪」発刊について (生涯学習課)
第 5	報告第14号	令和2年度第2回町臨時議会における財産の取得について (学校教育課)
第 6	報告第15号	荒尾市・長洲町学校給食センター協議会の設立について (学校教育課)
第 7	報告第16号	10月 校長会について (学校教育課)

第 8	報告第 17 号	令和 3 年度新入生等の状況について	(学校教育課)
第 9	報告第 18 号	事故報告について【非公開】	(学校教育課)
第 10	報告第 19 号	生徒指導について【非公開】	(学校教育課)

開会（午後2時00分）

○学校教育課長（松林智之）

皆様、こんにちは。ただいまから令和2年度第11回の教育委員会会議を開催いたします。それでは、地方教育行政法第13条第1項の規定に基づき、教育長に会議の議事進行をお願いいたします。

○教育長（戸越政幸）

改めまして、こんにちは。

本日は、出席委員が定数に達しておりますので、この会議が成立することを報告します。

それでは、令和2年度第11回教育委員会会議を開会します。

お諮りします。会議の議題は本日配布しておりますとおりでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、日程番号第1、議事日程について、本日1日間とします。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

日程番号第2、会議録署名委員の指名について、上野委員を指名します。

また、日程第9報告第18号の事故報告と日程第10報告19号の生徒指導については個人情報が含まれますので、非公開として取り扱います。

（異議なしの声あり）

それでは日程番号第3、議案第34号について、事務局から説明をお願いします。

（議案第34号 生涯学習課長 説明）

○教育長（戸越政幸）

はい、ありがとうございます。ただいま説明がありましたけども、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○生涯学習課長（漁長洋志）

教育委員会として、3ページにある諮問書を文化財保護委員会に諮問することになります。諮問の内容が指定解除として、添付資料として4ページの長洲町指定文化財指定解除調書を添付して、諮問いたします。

○教育委員（隈部壽明）

名石宮神楽を知ってる人はこの中でも居ないと思うので、経緯をちゃんと説明してもらわないと判断できないんじゃないかなと思います。それと調書の概要を説明してもらわないと、「解除しますよ。」「はい。」というわけにはいかない。

○生涯学習課長（漁長洋志）

神楽の内容ということですか。活動内容ですか。

○教育委員（隈部壽明）

神楽がどういうもので、なぜ今解除していいのかということの説明しましたか。

○生涯学習課長（漁長洋志）

名石神楽の概要でございます。まず、明治8年4月に玉名村神楽師を招きまして、組織を創立されました。その後、昭和8年4月に50年祭が行われております。その後昭和57年6月17日に長洲町指定文化財の指定を受けているものでございます。また、昭和60年頃を最後にこれ以降現在までの活動は確認されていないというような状況でございます。

状況としましては、名石神楽3者連名で出されている文書にありますとおり、昭和57年に受けて、後継者育成と継承活動に取り組んできたが、しかし、近年の少子高齢化、人手不足、同保存会がなくなり、活動が途絶えており、今後、地元の方としても、再興は厳しい状況にあるという話でございます。

○教育委員（徳井美津子）

素朴な質問ですが、創立したのが明治8年で、50年祭が昭和8年で結構長い時間経って、文化財の指定があったのが昭和57年という、この流れというのは少し不思議な感じがするんですが、そして指定されてから3年でもう活動をしていないということですか。

指定というその辺の意味がわからないですね。

○生涯学習課社会教育文化係長（中山太喜）

資料の2ページをご覧ください。国の文化財保護法が昭和25年にできております。それに基づいて熊本県の文化財保護条例が昭和51年にできています。その後に長洲町文化財保護条例自体ができていたため、昭和50年代に指定文化財というのが一度に指定されたと思われまます。活動時期と指定文化財への指定が大きくずれていると思われまます。指定後の活動状況は分からない状況です。

○教育長職務代理人（坂本裕文）

名石神楽については、私、小さい頃の思い出があるんですよ。向野の支社宮で踊られたのを微かに覚えている。ですから、伝統文化を絶やすというのは胸が痛いところがあるんですけど、地域の現状を訴えておられますのでしかたないかなというところがあるんですけど、この指定の解除というのは、行政側から指定する、解除するというのもできるんですか。指定は行政側からするかもしれませんが。解除をお願いするとか、その権限者は。もしも、新しく指定する。21件あると20件になる。スクラップアンドビルドからすると、他に指定するものはないのかという部分。他にもスクラップするものはないのかという部分が疑問である。その辺も含めながら、今後の町の伝統文化ことを考えていくとこれを機会にその部分のことも考えた方がいいのではないかと考えております。

一応意見ということで受け取ってもらえればいいかなと思います。

○生涯学習課長（漁長洋志）

指定する場合は、申請方式と町の方から指定したいという二通りの方法があります。

解除の方については、14条の条文のみを読み取っていきますと教育委員会とはということで、解除要件となっています。特殊な事由の中に地元から、個人の持ち物の部分は特殊な事由にあたるケースも考えられますし、価値を失ったというのは教育委員会の判断にな

るかと思えます。保護委員会の意見を聞いて解除することができるとなっています。今回の件は、地元からの声があり、活動をしていないなかで文化財の価値としてはどうなのかというところを入り口としまして、地元になげたところ同意ということで問題ない方法でやらせていただいております。

○教育委員（上野美登）

人がいなくなったので、人手不足とかで失くしていいのか。神楽というのは神様の祭事なので、解除された後と前と、長洲町文化財に指定されていたときの特典は何かあったんですか。予算が動いているとか。

○生涯学習課長（漁長洋志）

活動があれば、動かれている団体への補助金はあります。ここは団体、保存会が存在していないというような状況になっています。

今回の議案の説明で言葉足らずになっておりますが、今後の流れとしてあくまで教育委員会として廃止するのを文化財に投げるという趣旨ではございません。文化財保護委員会に諮問という形で教育委員会に解除の話があっているがどうなのかという問合せをするという議決を今回、いただくものでございます。その後、文化財保護委員会で協議を重ねまして、様々な答えが答申としてあがってきますので、答申をもって最終的な判断を答申が出た後の12月の議案になってくると。今回で廃止というわけではございません。こういう方向の動きをしていいかの確認の諮問ということになります。

○教育長（戸越政幸）

説明がありましたけど、何かご意見ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

保護委員会の方に諮問する方向でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

もう一度、21件指定されていた文化財の現状を。今後、どのように文化財を保護していくのか、継承していくのか、その辺のところを別のところで議論が必要ではないか。

では、この件はこれで終わります。

それでは、次に進みます。

日程番号第4、報告第13号について、事務局から説明をお願いします。

（報告第13号 生涯学習課長 説明）

○教育長（戸越政幸）

はい、ありがとうございました。なにかご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○教育委員（上野美登）

これは、QRコードがついているので、ホームページとかラインとか、若い人は書面はなかなか見ないけど、携帯はみるので、そういった形でもお願いします。

○生涯学習課社会教育文化係長（中山太喜）

全体をPDFでホームページに掲載します。

○教育長（戸越政幸）

他に、何かご意見ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

ないようでしたら、次に進みます。

（生涯学習課 退室）

それでは、次の日程番号第5、報告第14号について、事務局から説明をお願いします。

（報告第14号 学校教育課長 説明）

○教育長（戸越政幸）

ただいまの件で、何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○教育委員（隈部壽明）

二つあります。この九千万円の中に保守契約は入っているかが一つと、導入時期はいつごろになりますか。

○学校教育課長（松林智之）

保守契約につきましては、今回、耐用年数は5年を予定しておりますが、保守契約は入っておりません。ただし、製品の保証期間としまして1年間含まれております。保守契約に関しましては、国の補助金と交付金を充てておりますけども、当該年度に購入するものというのが基本となっておりますので、保守契約については非該当というところになりますので入れておりません。ただし、故障等に対応するため、各学校10台の予備機というのを揃えております。2点目についてですが、本体機器については12月末、学習支援ソフト、授業支援ソフトの導入が1月末までです。

○教育長職務代理人（坂本裕文）

富士電機ITソリューション株式会社というのはどんな会社なのか。約1億の金を使って導入するという啓発を各学校の教職員、先生方、子供たち、保護者にこれだけ力を入れているということの意味をどこかで説明できないかと思っています。GIGAスクール構想は一部の人は知っているかもしれないが、できるだけ多く啓発が必要になってくるのではないか。しかも町がこれだけ力を入れているということ。この1億という金額からするとやはり普通では考えられない額です。ここは伝えるべきかなと思います。

○学校教育課長（松林智之）

今回、契約を結びました富士電機ITソリューション株式会社。まず、県内8社程度が1000台を超える端末の導入取扱いができるというところで想定しておりました。支援のソフトウェア等に詳しい人材確保ができる会社です。

校長会には説明を行いました。教頭会、教務主任会等に説明して、各学校の先生方を対象に研修を行います。さらに学校で校内研修を行われていますが、校内研修でもGIGAスクール構想の研修の方もしていただきたいという要望を今出しております。

各学校でこれから実際に使っていく先生方のための研修を行っていき、学校だよ

りでは、タブレット端末を使用している様子を保護者向けに啓発を行っていく予定としております。機材の導入と先生方の研修を進め2月には使えるような体制にしていきたいと考えております。

○教育委員（上野美登）

図書の本は、紛失・破損は弁償です。タブレットはどうするんですか。

○学校教育課長（松林智之）

タブレット端末に関しましては、これからその運用に関しましてはマニュアル等を作成するわけですが、まだ決まっておりません。ただし、現状、学校で使っていて破損した場合には学校の授業の中ですので、本人の負担にならないようにとは思っています。これが家庭に持ち帰らせた場合とかを想定した場合は本人の否によるものであれば、弁償という形にはなるのかなと考えております。

今回、落としてもなかなか中に異常をきたさない強度的に強い製品ということで仕様にいれておりました。

○教育委員（隈部壽明）

これまでは、物が今までなかったので有名無実だったICT推進委員会が母体となって町全体のICTの推進をちゃんとやって、町の人たちに大々的にアナウンスしてもらう活動をやってもらう必要があると思っています。

○教育長職務代理者（坂本裕文）

もう一つは、マイタッチ計画があったんですが、10年すると廃品のように物置に積まれている。それを考えた場合の予算の計画的なものをもって、発展的なものにしておかないと考えていただきたいと思います。

○学校教育課長（松林智之）

おっしゃられたとおりです。5年後の更新を考えております。今回は、買取でした。5年後をリースにするかという選択肢も考えながら、事前に財政計画にも計上しておく必要があります。今回、国の方も前倒しでGIGAスクール構想をたててまいりましたので、国や県の支援についても要望をしてみたいと考えております。

○教育長（戸越政幸）

他に、何かご意見ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

ないようでしたら、次に進みます。

それでは、次の日程番号第6、報告第15号について、事務局から説明をお願いします。

（報告第15号 学校教育課長 説明）

○教育長（戸越政幸）

たくさんありましたけども、何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。

○教育委員（上野美登）

今の給食センターについて質問です。すでに老朽化している施設です。給食を作っておら

れるコンベクションがたくさんあって、その一つが動きが悪いということで、1日6千食を作っておられて、そこが悪いとわかっているけど、新しい施設ができるので辛抱するとなつて食中毒とかの可能性がありはしないか。そういうのは荒尾市が運営しているから、荒尾市が見るんですか。

○学校教育課長（松林智之）

機器の故障等によりということですが、現在のところ町は荒尾市給食センターの方に委託ということでお願いをしておりますが、実際、稼働としては荒尾市がされておりますので、荒尾市の方がその整備をどうするのが判断になってくると思います。

そういった機器の修繕や新しい物への更新という場合は、長洲町にも負担割合というのが考えられます。現施設の給食センターの調整会議、運営委員会というものがございまして、そういったところで決まっていくものと思っております。

○教育長職務代理人（坂本裕文）

16ページ、荒尾市の方は給食センター所長というのがありますね。この所長というのはどのような役割をされているのか。将来的に新給食センターができた時に長洲町からはこの所長さんは出られないのか。給食センターの所長だから、固定的に荒尾市なのか。長洲町からも可能なのか。

○学校教育課長（松林智之）

令和4年の9月から供用を開始しますが、管理運営の規定はまだ決まっておりません。職員を何人にするのか等、今後協議のなかで決まってくると思います。

○教育長職務代理人（坂本裕文）

どっちがいいのかということですね。荒尾市に全て、所長も全て荒尾市からとなると、荒尾市の方にお任せということで、どっちかという長洲町から所長が入ってもいいのかなと思うところがあるので、この辺が今後の詰めていくところで考えていけないことだと思ふけど、その状況がどうなるかなと思うところがあるので、所長の位置づけが。

所長が、給食センターを取りまとめるんでしょうからですね。検討が必要ではないですか、長洲町として。

○教育長（戸越政幸）

今後の協議会の検討事項の項目に入ってくるかと思ふます。入らないなら委託じゃなくて、荒尾市と共同で作ることが大事なことであって、お互いにフィフティ・フィフティのパートナーシップをとって、安全でおいしい給食を提供できるような施設にしていきたい。併せて、以前坂本委員からも栄養教諭の配置についても考えていただき、町の食育の充実に力を添えていただきたい。職員の人事の件になりますが、荒尾市さんと十分協議していきたいと思ふます。

他、ございませんか。

（なしの声あり）

ないようでしたら、この件については終わりたいと思ふます。

次に進みます。

それでは、次の日程番号第7、報告第16号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第16号 学校教育課長 説明)

- ・各課からの依頼等
- ・校長、教頭選考考査について
- ・管内教育長会議報告
- ・運動会、体育大会の反省について
- ・修学旅行について
- ・国交付金「学校保健改善交付金」について
- ・時間外在校等時間の報告及び医師による面接指導対象者報告書の提出について
- ・後期の行事予定について
- ・GIGA スクールに関する今後の校内研修について

○教育長（戸越政幸）

これで終わります。

次に、次の日程番号第8、報告第17号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第17号 学校教育課長 説明)

— 報告第17号の質疑については、個人情報の保護の観点から非公開 —

次に、日程番号第9、報告第18号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第18号 学校教育課長 報告)

— 報告第18号の質疑については、個人情報の保護の観点から非公開 —

次に、日程番号第10、報告第19号について、事務局から説明をお願いします。

(報告第19号 学校教育課長 報告)

— 報告第19号の質疑については、個人情報の保護の観点から非公開 —

○教育長（戸越政幸）

他にございませんか。

なければ、これを持ちまして本日の全日程が終了いたしました。

第11回教育委員会会議を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

閉会（午後5時07分）